

学校施設開放事業における運用の見直しについて

1 経緯・背景

港区教育委員会では、港区立学校施設の開放に関する規則に基づき、学校教育に支障のない範囲で校庭、体育館等の学校施設（以下「学校施設」といいます。）を地域開放（遊び場開放及びスポーツ開放）し、地域の児童及び幼児の安全な遊び場として確保するとともに、地域住民のスポーツ活動の場として活用しています。

現在、全ての区立小・中学校において、学校施設等使用事前届出団体（以下「届出団体」といいます。）や届出団体以外の一般団体に対して、学校施設を開放しています。

学校施設開放事業においては、令和5年10月からシステムを導入することとし、円滑に導入できるよう検討してまいりました。

検討に当たり、令和3年度に各使用団体へのアンケート調査を実施するとともに、説明会を開催し、使用団体からの意見を聴取しました。147団体からアンケートを回収（回収率58.5%）し、説明会には延べ195団体の参加があり、多くの意見が寄せられました。

寄せられた意見では、システムの導入により申込手続きや予約状況確認等の利便性が向上することに賛同する意見がある一方で、全ての団体が抽選予約となることで、これまで使用してきた地域の子どもたち等が活動できなくなることを心配する声が多くありました。また、議会からも同様の意見及び問合せが多数寄せられました。

こうしたことを踏まえ、使用団体の利便性向上と学校の負担軽減に加え、これまで学校施設を使用して活動してきた届出団体（以下「既存団体」といいます。）への配慮を踏まえた、学校施設開放事業の見直しを行うこととしました。

使用団体の代表者や学校関係者等で構成する「学校施設開放運営委員会（以下「運営委員会」といいます。）は、令和4年7月から12月まで全4回の運営委員会を開催し、その都度、区ホームページにおいて募集した意見を反映しながら検討を重ねました。

2 学校施設開放事業の課題

(1) 申込手続きの煩雑さと学校の負担

使用団体は電話又は窓口で、学校又はスポーツ施設に空き状況を確認したうえで、毎月使用申請書を提出しており、煩雑な手続きとなっています。一方で、学校は空き状況の問合せのほか、予約申込受付や調整に多くの時間を費やしています。

(2) 既存団体の活動の維持

子どもたちを中心とする地域の既存団体は、子どもたちの体力向上や維持に大きく貢献しており、これまでのように学校施設を安定的に継続して使用できないと活動が維持できません。活動日時が不確定になると、子どもたちが団体活動に参加しにくくなり、団体の存続自体が難しくなります。

(3) 活動時間・場所の不足

現在の学校施設は、既存団体の活動により、ほぼ空き枠がない状況のため、届出団体として新たに登録した団体及びこれから新たに登録する団体（以下「新規団体」といいます。）が使用しにくい状況です。

(4) 学校施設の安全確保

既存団体の中には、学校施設を使用する際のルールを守っていない団体が存在するとともに、このような団体が存続・増加することに対して、学校も不安を感じています。

3 見直し内容

(1) 使用団体の利便性向上及び学校の負担軽減

学校施設開放事業にシステムを導入し、全ての学校施設の申込みをオンライン申請とするとともに、予約状況を可視化することで使用団体の利便性向上及び学校の負担軽減を図ります。

(2) 既存団体の活動維持のための配慮及び申込みの優先順位

ア 既存団体の活動維持のための配慮

システム導入後も既存団体の活動を維持し、子どもたちが地域でスポーツできる環境を確保するために、活動経緯や目的、構成員等の状況を踏まえ、以下の団体については、事前に使用枠を確保します。

【配慮する既存団体】

- ① 当該学区域の子どもの活動を主とする団体
- ② 当該地域の区民の活動を主とする団体
- ③ ①・②を踏まえ、学校教育と深い関わりのある団体

イ 申込みの優先順位

システム導入後の申込み優先順位については、これまでどおり「学校行事等」の学校教育を最優先としたうえで、「区等が実施する地域でのスポーツ活動（地域スポーツ教室、スポーカル等）」、「既存団体」、「新規団体」、「一般団体」の順で、事前確保、抽選申込み、空き枠申込みを行います。

なお、システムでの抽選申込み及び空き枠申込みの上限枠は、他のスポーツ施設と同様に10枠とします。

<参考> 申込み方法の流れ（例 12月分）

日程 区分	～9月30日	10月1日 ～4日	10月5日～20日 抽せん結果21日	11月1日～
学校行事等 区等のスポーツ活動	事前確保			
既存団体		事前確保		空き枠申込み(10枠)
新規団体			抽選申込み(10枠)	空き枠申込み(10枠-当選枠)
一般団体				空き枠申込み(10枠)

(3) 新規団体の活動場所の確保

ア 開放時間枠の見直し（別紙参照）

(2)を踏まえ、既存団体の活動に配慮しつつ、新規団体が使用しやすくするために、土曜・日曜・祝日の12時から13時等も開放時間とするとともに、平日の夜間に2時間枠を設定するなど、これまでの開放時間を実態に合わせて拡大し、開放枠を細分化することで新たな使用枠を創出します。

イ 開放方法の見直し

防球ネットによって分割し、安全に使用が可能な芝浜小学校及び全中学校の体育館については、半面での使用枠を設定し、新たな使用枠を創出します。

(4) 団体登録審査方法の見直し

名義貸しの防止や団体のマナー及びモラル向上を図るため、審査方法を見直します。

また、学校施設における安全性を向上させるため、学校使用時の遵守事項を明記した誓約書の提出を各届出団体に求めます。

開放時間枠の見直し内容

【現行の開放時間】

(校庭・体育館・柔剣道場)

時間	平日	土曜	日曜・祝日
9時～12時 (3時間)	授業	②	⑤
12時～13時		—	—
13時～17時 (4時間)		③	⑥
17時～21時 (4時間)	①	④	⑦

※ 「17時～21時」の枠については、学校教育（部活動、放課GO→クラブ等）を優先して貸し出しています。

(テニスコート)

時間	平日	土曜	日曜・祝日
9時～12時 (3時間)	授業	②	⑤
12時～13時		—	—
13時～17時 (4時間)		③	⑥
17時～18時30分	①	—	—
18時30分～21時 (2.5時間)		④	⑦

【見直し後の開放時間】

(小学校)

時間	平日	時間	土曜	日曜・祝日
9時～12時	授業	9時～12時 (3時間)	③	⑦
12時～15時		12時～15時 (3時間)	④	⑧
15時～17時		15時～18時 (3時間)	⑤	⑨
17時～19時 (2時間)	①	18時～21時 (3時間)	⑥	⑩
19時～21時 (2時間)	②			

(中学校)

時間	平日	時間	土曜	日曜・祝日
9時～12時	授業	9時～12時 (3時間)	②	⑥
12時～15時		12時～15時 (3時間)	③	⑦
15時～19時		15時～18時 (3時間)	④	⑧
19時～21時 (2時間)	①	18時～21時 (3時間)	⑤	⑨